指定福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与
特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売
重要事項説明書

１　事業者（法人）の概要

事業所名	合同会社　やすら樹	
代表者名	代表社員　　鳥巣　典子	
所在地	〒862-0970　　熊本市中央区渡鹿1丁目１８－３９	
電話番号（TEL／FAX）	096-363-4487	（代表　鳥巣携帯　080-3900-4487）

２　利用事業所の概要

事業所名	合同会社やすら樹	指定年月日	2020.8.21	事業所番号	４３７０１１４３３４
所在地	熊本市中央区渡鹿１丁目１８－３９				
連絡先	TEL/FAX　　０９６－３６３－４４８７				
事業内容	指定福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与				
	特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売				
サービスを提供できる地域	熊本市内を中心に熊本県下全域				

３ 事業所の特徴

（１）事業の目的及び運営の方針

事業の目的	介護を必要とされる方々に適切な福祉用具を提供する。
運営の方針	福祉用具を利用される方々の意思及び人格を尊重し、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援事業者、地域包括支援センター、居宅サービス事業者、保険医療サービス、福祉サービスを提供する方々と連携し、より良い支援ができるよう努める。

４ サービスの内容

（１）福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与品目

１	車いす　※
２	車いす付属品　※
３	特殊寝台　※
４	特殊寝台付属品　※
５	床ずれ防止用具　※
６	体位変換器　※
７	手すり
８	スロープ
９	歩行器
１０	歩行補助つえ
１１	認知症老人徘徊（はいかい）感知機器　※
１２	移動用リフト（つり具の部分を除く）　※
１３	自動排泄処理装置（交換可能部品を除く）

（２）特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売の種目・品名

１	入浴補助用具
２	簡易浴槽
３	腰掛け便座
４	自動排泄処理の交換可能部品
５	移動用リフトの吊り具
６	排泄予測支援機器
７	固定スロープ
８	歩行器
９	歩行補助杖（松葉杖は除く）

※　介護度により介護保険が適用されない物がありますので、導入前に専門相談員が一緒に検討させていただきます。

5 サービスの利用方法

（1）福祉用具貸与・特定福祉用具販売サービスの利用開始

先ずは、お電話などでご連絡をいただきましたら、当事業所の職員がお伺いいたします。
居宅における福祉用具の搬入搬出の希望日等をご指定ください。

※　居宅サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員と相談してください。

（2）貸与サービスの終了

ア　お客様の都合でサービスを終了する場合サービスの終了を希望する日の一週間前までにお申し出ください。

イ　当事業所の都合でサービスを終了する場合、人員不足などやむをえない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございますが、その場合は、終了一ヶ月前までに文書で通知いたします。

ウ　自動終了
以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了

・お客様が介護保険施設に入所された場合
・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
・お客様が亡くなられた場合

エ　その他
お客様やご家族などが当事業所や当事業所のサービス従事者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

6 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	（月～金）土曜日・日曜日・祝日は休み　　※　必要に応じ年中対応可能
	年末12/30～年始1/3　は休み　　※　必要に応じ年中対応可能
営業時間	（9：00～17：00）記載営業時間以外も24時間対応

7 事業所の職員体制

管理者	鳥巣典子	介護従事者及び業務の管理	常勤1名
福祉用具専門相談員		福祉用具貸与・販売の提供	２名以上　管理者と兼務
事務職員		事務・経理	非常勤1名

8 サービス提供の責任者

利用者を担当するサービス提供責任者は、下記のとおりです。

サービス提供責任者の氏名	鳥巣　典子

9 利用料金

（1）利用料

福祉用具のレンタル料金及び販売料金については、別添の料金表やカタログ（目録）などに記載してお渡しします。

（2）支払いなど

料金は毎月、一ヶ月ごとに請求書を送付いたします。（15日未満は半月分です。）
お支払い方法は、可能であれば、口座自動引落しをお願いしております。
現金支払いでも可能です。
お支払いいただきましたら、領収証を発行いたします。

10 虐待防止のための取組について

虐待防止に関する担当者　：鳥巣典子（TEL　096-363-4487、携帯080-3900-4487）

（1）利用者宅の訪問や高齢者及び家族からの相談、介護サービス事業者からの報告より詳細を確認し、関連機関に連絡し状況の改善に努めます。

（2）虐待等の行為にならないように利用者・家族の状況を把握し、状況に応じ行政機関・民間団体等と協力しながら連携を図り早期に解決できるように支援を行います。

（3）身体拘束等の適正化の推進に取り組みます。

１１ 感染症対策について

事業所において感染症が発生し、または蔓延しないように、次にあげる措置を行います。

（１） 職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

（２）事業所の設備及び備品等について衛生的な管理に勤めます。

（３）事業所において感染症が感染症が発生し、または蔓延しないように次にあげる措置を講じます。

① 事業所における感染症の予防及び、蔓延防止の為、対策を検討する委員会をおおむね半年に１回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底していきます。

② 事業者における、感染症の予防及び、蔓延防止の為の指針を整備しています。

③ 従業者に対し、感染症の予防及び、蔓延防止の為、研修及び訓練を定期的に実施します。

１２ 業務継続のための取組について

業務継続計画策定・見直しを行い、災害時の対応や感染症のまん延など、不測の事態に備えます。

１３ 緊急時の対応方法

連絡・報告

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、ご家族、介護支援専門相談員等へ連絡をいたします。

ア 家族等緊急連絡先 お名前（ ） 連絡先（ ）

お名前（ ）連絡先（ ）

イ 主治医 お名前（ ） 連絡先（ ）

（ ※ 病院名・住所など： ）

１４ 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、お客様に対し応急処置、医療機関への搬送をするなどの措置を講じ速やかにお客様がお住いの市町村、ご家族、居宅介護支援事業者に連絡を行います。

また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、その原因を解明し再発生を防ぐための対策を講じます。

なお、当事業所の介護サービスにより、お客様に対して賠償すべき事故が発生した場合は速やかに損害賠償をいたします。（当事業所は株式会社損保ジャパンと損害賠償保険契約を結んでおります。）

１５ サービス内容に関する相談・苦情について

（１）当事業所のお客様相談・苦情窓口

担当者 鳥巣典子

電話・FAX 096-363-4487 携帯電話 080-3900-4487

受付日 平日 月～金（ ただし、年末年始12/30～1/3を除く ）

※ 緊急時はこの限りになく携帯で対応いたします。

受付時間 午前9時～午後17時

※ 緊急時はこの限りになく携帯で対応いたします。

（２）苦情処理体制

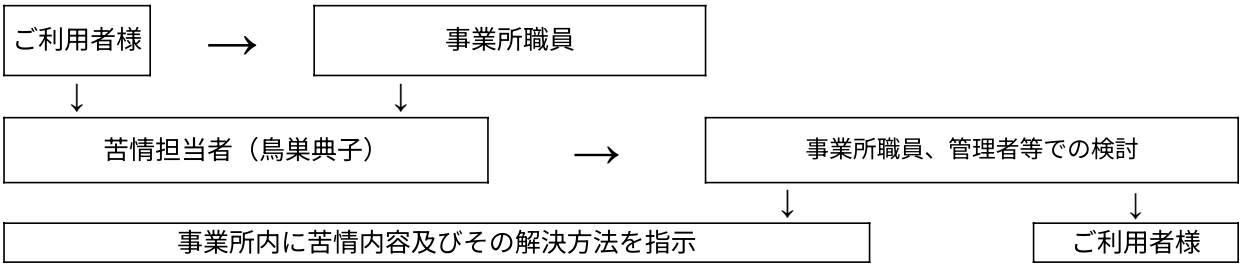

（３）その他

当事業所以外の地域にお住いの場合、居住されている市町村及び熊本県国民健康保険団体連合の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

ア 熊本市の場合 （ 熊本市 健康福祉局 高齢支援部 介護事業指導課 096-328-2793 ）

イ 熊本県国民健康保険団体連合会（ 苦情処理委員会 096‐365-0811 ）

１６ サービス利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたって、ご留意いただきたいことは、下記のとおりです。

（１）サービス提供の際、福祉用具専門相談員は、以下の業務を行うことができませんのであらかじめご了承ください。

① 医療行為及び、医療補助行為

② 各種支払いや年金などの管理、金銭貸借など、金銭に関する取扱い

③ 他の家族の方に対する食事の準備など

（２）従業者に対し、贈り物や飲食など、お心付けは、一切ご不要です。

（３）訪問の際は、ペットをケージに入れる、リードにつなぐなどの配慮をお願いします。

（４）訪問中の喫煙は、ご遠慮ください。

（５）禁止行為

ハラスメント行為などにより、健全な信頼関係を築くことができないと判断した場合は、サービス中止や契約解除をすることがあります。

① 事業者の職員に対して行う暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為

② パワーハラスメント、セクシャルハラスメント等の行為

③ サービス利用中に職員の写真や動画撮影・録音等を無断で行いSNS等に記載する行為

（６）体調や容態の急変により、サービスを利用できなくなった場合は、できる限り早めに担当の居宅介護支援事業所、又は、当事業所のサービス提供責任者へご連絡ください。

１７ 秘密の保持について

（１）事業者及び、事業者の従業者は、サービス提供にあたって知り得た利用者、又は利用者のご家族の秘密及び、個人情報については、正当な理由がない限り、契約中及び、契約終了後においても、第三者には、ご家族の秘密を漏らしません。

（２）事業者は、事業者の従業者が退職後、在職中に知り得た利用者又は、利用者の家族の秘密及び個人情報を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。

（３）事業者は、利用者及び、利用者家族の個人情報について、介護保険法第２３条に基づくものの他利用者の介護予防ケアプラン立案の為のサービス担当者会議及び、訪問介護事業者と連携調整において、必要な限り、必要最小限の範囲内で使用します。

（４）第１項の規定にかかわらず、事業者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援などに関する法律（平成１７年度法律１２４号）に定める通報ができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

令和　　年　　月　　日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要説明事項を説明しました。

事業者　所在地　　熊本市中央区渡鹿１丁目１８－３９

事業者（法人）名　　合同会社　やすら樹　　印

代表者職・氏名　　代表社員　鳥巣典子

説明者職・氏名　　サービス提供責任者　　鳥巣典子　　印

令和　　年　　月　　日

（利用者）私は、事業者より、上記の重要説明事項について説明を受け、同意します。
また、この文書が」契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

住　所

氏　名　　印

（代理人）私は、利用者本人の意思を確認の上、本人に代わり、上記署名を行いました。

住　所

氏　名　　印

（立会人）私は、（続柄：　　）として、この契約に立ち合いました。

住　所

氏　名　　印